

果では、育児休業を取得した母親の子どもは、母乳育児が行われることによってより健康水準が高いとされている。本研究のデータではこうした面を把握することができなかったが、今後、さらなる研究が必要である。

また、従来から指摘されていることではあるが、女性労働者全体の非正規化が進む中で、育児休業の適用範囲を拡大することや、いったん退職しても再就職のしやすい労働環境の整備が求められる。

最後に、「産休のみで復職」についての祖母の日常的な支援の影響力は最近になるほど低下しているにもかかわらず、「育休後復職」については全く影響力が弱まっていないことは注目される。育児休業制度が拡充されても、正社員としての就業を継続する上で祖母による支援が依然として重要な役割を果たしている。これは見方を変え、祖母による支援が得られない女性は退職する確率が高いということでもある。女性の継続就業が、祖母の支援の有無といった個人的な運・不運に左右されないためには、正社員の長時間労働時間の見直しや、子どもの病児保育の整備などの対応が企業・政府に求められるといえよう。

6)「就業による妊娠企図の延期と高齢出産の増加が出生数におよぼす影響一意図せざる結果としての出生力低下」においては、不妊、流産などについての正確な統計を整備する必要がある。現行の統計では、死産や中絶については毎年の人口動態統計で公表されているが、不妊や流産については、産婦人科で治療を受けた患者についてのデータや過去の疫学的調査からの不正確な推測をおこなうことしかできず、信頼性が高いとはいえない。合理的な根拠に基づいて政策を決定するには、まず正確なデータが必要であろう。

個人レベルでも、自分自身のライフコースのなかでの出生行動について、医学的な根拠に基づいた意思決定が行える環境を整えるこ

とが望ましい。そのためには、個人または夫婦のライフコース設計について、定期的な生殖能力に関する検診と組み合わせた相談を受ける体制を作る必要があろう。これは厚生政策として、早急に実施の検討が望まれる。またそのような制度が実際に効果を発揮するには、当事者の間にじゅうぶんなレディネスが必要であり、学校教育の標準的なカリキュラムにおける妊娠・出産に関する知識のあつかいも考慮すべきである。また、妊娠企図がありながら意図せざる結果に終わるという妊娠を抑制するような要因が、職場や働き方にないかを検討し、そのような要因が見いだされた場合、適切な厚生労働政策により、その要因を取り除くこと、出生を阻害するリスクの高い妊娠について、医師と職場が連携して対応をおこなう母性保護の仕組みを充実させることを提言する。

7)「マクロ計量モデルを用いた、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の出生率への効果測定」では、モデルシミュレーションにおいてみられた効果は積極的に出生率を押し上げるようなものではなく、出生率の低下を下支えするような効果であるといえる。一意に、保育事業は子どもをもつ、もしくはこれから持とうとする女性もしくは家庭全てに受益のあるものではないという点があげられる(保育利用者は全体の3割から4割程度である)。共働き世帯が専業主婦世帯を上回ったのは1997年であり、保育需要はそれ以降急激な増加傾向を示している。近年の研究においては、保育利用と女性の就業継続には正の関係があり、女性の就業率と出生率も正の関係がみられる等、保育事業の充実が出生率に与える間接的な正の関係についてはある程度一致がみられる。しかし、保育政策拡充が出生率を押し上げる効果が限定的であるため、欧米諸国ではワーク・ライフ・バランスの推進による出生率への正の影響等がみられることもあり、総合的な施策の実施が求められる。

モデルシミュレーションにより、保育所定員数の増加は出生率の消極的ながら押し上げ効果を持つことが示され、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画の推進ならびに政府の子ども・子育てビジョンの数値目標達成が望まれる。

8)「結婚動向の規定要因に関する研究—未婚率と人口性比からの接近—」の課題では、未婚化・晩婚化における対策を実施するにあたり、また出会いの支援などを各自治体を実施するにあたり、全国一律の政策や他自治体の模倣的な取り組みではなく、地域の特性を踏まえた政策や取り組みを行っていく必要がある。というのは、未婚化・晩婚化に影響を及ぼす男女の人口（人口性比）において地域的アンバランスがみられるとともに、未婚化・晩婚化に関係してくる結婚観や家族観においても地域差が把握されるからである。

前者についてみると、例えば、各自治体で行っている出会いのパーティーなどにおいても、参加者において岩手県では男子の過多であるのに対し、長崎県では女子の過多という傾向がみられた。男女の人口アンバランスは、地域の産業構造や就業環境などに規定される部分も大きいので、各自治体が人口アンバランスを考慮に入れた企業誘致や就業環境の整備などを、長期的な展望で行っていく必要があるのではないだろうか。

後者についてみると、例えば、岩手県では親が配偶者を決める結婚が一般的であったのに対し、長崎県では自主的に配偶者を選ぶ結婚が多かったとされているが、近年、見合い結婚から恋愛結婚へという趨勢、さらに周りがとりもつ結婚が減少している中で、各自治体が結婚支援・出会い支援という取り組みが活発化している。しかし、配偶者選択における若者の意識や行動も地域によって異なることが推察されるのであり、そのような文化的特徴を無視して政策を展開しても効果はあまり期待できないの

ではないだろうか。他の自治体で効果があるものをそのまま導入するのではなく、自分たち地域の結婚観・家族観に適した対策を考案していく姿勢が求められる。

9)「高齢者による地域の子育て支援事業の効果と課題」では、地域の高齢者が担う子育て支援事業のニーズとして、地域に密着した受容的な子育ての相談相手としての関わり、家庭の保育サポートにおける情緒的な関わりの2点があることがわかった。これらのニーズに対応するためには、利用者・就業者の双方において担い手が専門家ではないという認識を徹底すること、利用者のニーズと地域の高齢就業者を結ぶ社会的な組織が一定の規則をもって双方の利益を守ることが課題となる。

地域高齢者の担う子育て支援事業は、子どもを直接的に保育するだけでなく、子育て中の保護者に対する支援について取り組む必要がある。それが地域の新たなコミュニティの醸成に繋がり、地域の子育て力を高めることにつながるであろう。

社会的ニーズと高齢者の専門性・働き方から考えると、地域高齢者が担う子育て支援事業が、幼稚園や保育園の代替としての機能を有することは難しい。したがって待機児童の解消など量的な面で現行制度を支えるというより、むしろ幼稚園・保育園と併用して地域高齢者による子育て支援事業を利用することにより、多様な生活スタイルをもつ現代家族の子育てを質的な面でサポートする機能を有していると思われる。平等で平均的なサービスを提供する組織の場合、公平であるという利点の反面、画一的で個々の住民の多様なニーズに対応することが困難となる。また、利潤追求を行動原理とする企業には取り組むことのできない領域がある。そこに地域高齢者が取り組むべきニーズがあると思われる。シルバー会員の経済的な利益は少ないのが現状である。しかし、シルバー会員は子どもと触れ合う喜びや社会で役立てる

喜び、生きがいを得ている。高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目的とし、経済的な利益のみを目的としない活動だからこそ、このようなニーズに対応することができるであろう。

10)「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画についてのヒアリング調査」においては、将来的な就学前児童人口の減少が今後予想されているが、それに反比例するように保育需要は伸びていくという予測もあり、単純な人口動向の予測だけでは保育計画は立てられない。保育需要を短・中期的な計画に取り組む困難さについては、単純に保育定員の増加だけを求めているも乗り越えるべき壁は多い。低年齢児のミスマッチや地域的な偏在によるミスマッチ、延長保育や特別保育、病後児保育等の特別の保育サービスに対する需要と供給など、きめ細やかな対応をそれぞれの区が直面する状況と利用できる資源、そして財源の調達といった諸要素を見極めが必要である。これらについて多くのご意見を得ることができ、保育需要に対応する困難さについての現状を伺い知ることができたという点で、今回の調査の意義は大きいと考える。

現在、保育所の規制緩和についての議論がなされているが、質の低下を招くといった批判もあり一概には規制緩和を推し進めるべきとは言えないものの、東京都の認証保育所や保育ママの利用、さらに幼保一元化など多様な選択肢を整備する中で、地域住民との理解や協力を得つつ、地域として子育て環境の整備を充実させる必要があると考える。

11)「東京都における待機児童の発生要因―市区町村別データを用いたパネル分析―」では、待機児童問題については、1970年代より続く少子化傾向の結果によって、全国的な傾向として人口は減少し、縮小再生産のサイクルに入ることによって子どもの数も減少していくことは間違いない。しかし、市区町村単位で見ると、大都市圏（主に首都圏）への人口の流入

傾向が予測されることから（国立社会保障・人口問題研究所 2007、2008）、各市区町村の対応も、人口が増加し子ども数が増加傾向にある都市部と高齢化が急速に進み出生率は高くても子ども数は少ない地方部ではその対応に大きな差が出てくることは、現状でもそうであるが、今後はそのような傾向が人口減少に伴い加速していくものと考えられる。そのような見通しからも、子育て支援についての柔軟な財政の裁量や権限の委譲が求められ、さらに市区町村内部での都市計画課と保育課との連携による保育所立地計画の策定が求められる。

地域の多様性に応じた事業展開できるための財源の確保（一般財源化・目的税の導入・交付税の増額等）、保育サービスについては、都市部においては、待機児童対策（潜在需要の把握）および多様なニーズへの対応（一時・延長・病児・病後児保育等）、地方部においては、ファミリー層の定住対策を含めた子育て環境の整備・維持が求められ、都市部においては地域社会との連携・コミュニティの再構築として学童保育や放課後児童教室等でのボランティアの活用・育成が求められ、実際に動き出している。ワーク・ライフ・バランスの観点からは企業への働きかけも重要になってきており、次世代育成マーク等による子育てに力を入れている企業の認定、入札の際の優遇等（雇用政策以外での取組）が具体的な施策として考えられる。

12)「地方自治体における少子化対策の政策過程(2) 一次世代育成支援対策による波及効果の検証一」では、2010年に行った自治体調査の結果、次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画の策定によって、これまで画一的で垂直的であった事業展開に変化がみられ、水平波及の方向性へと向かいつつあり、各地方自治体が直面する内生条件や政策ニーズをもとに柔軟な対応を行いつつあることが示された。

行動計画についてのヒアリング調査においても、後期行動計画では多様な計画立案の方向

に進んでいるという方向性がみられることから今後も政策の波及パターンに注目していきたいと考えている。行動計画の策定によって、これまで画一的であった政策立案の傾向が、保育事業という中心事業についても多様性をもった展開が生じている状況が定量的に確認できた。今後も、このような各自治体の創意工夫にまかしたスキームの構築が望ましいと考える。

## 2. 地域における子育て環境の保健福祉学的調査研究：若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討

政策的には、働いている父親に対しては積極的に育児参加ができるような質の高いワーク・ライフ・バランスに関する支援が喫緊の課題であり、また悪しき職場風土を払拭できる父親の育児参加を容易にするような制度の充実化、特に父親に時間的余裕をもたらすあらたな帰宅制度の開発が急務であって、そのことが実現されることは子育て環境を良好とする結果をもたらすことが期待でき、さらに昨今の結婚・出生行動を促進するひとつの基盤となるものと言えよう。

## 3. 地域の少子化の実態と自治体の対応

未婚化・晩婚化における対策を実施するにあたり、また出会いの支援などを各自治体が行うにあたり、全国一律の政策や他自治体の模倣的な取り組みではなく、地域の特性を踏まえた政策や取り組みを行っていく必要がある。

地域高齢者の担う子育て支援事業は、子どもを直接的に保育するだけでなく、子育て中の保護者に対する支援について取り組む必要がある。それが地域の新たなコミュニティの醸成に繋がり、地域の子育て力を高めることにつながるであろう。

待機児童問題については、保育需要を短・中

期的な計画に取り組む困難さについては、単純に保育定員の増加だけを求めても乗り越えるべき壁は多い。低年齢児のミスマッチや地域的な偏在によるミスマッチ、延長保育や特別保育、病後児保育等の特別の保育サービスに対する需要と供給など、きめ細やかな対応をそれぞれの区が直面する状況と利用できる資源、そして財源の調達といった諸要素を見極めが必要である。

現在、保育所の規制緩和についての議論がなされているが、質の低下を招くといった批判もあり一概には規制緩和を推し進めるべきとは言えないものの、東京都の認証保育所や保育ママの利用、さらに幼保一元化など多様な選択肢を整備する中で、地域住民との理解や協力を得つつ、地域として子育て環境の整備を充実させる必要があると考える。

地域の多様性に応じた事業展開できるための財源の確保（一般財源化・目的税の導入・交付税の増額等）、保育サービスについては、都市部においては、待機児童対策（潜在需要の把握）および多様なニーズへの対応（一時・延長・病児・病後児保育等）、地方部においては、ファミリー層の定住対策を含めた子育て環境の整備・維持が求められ、都市部においては地域社会との連携・コミュニティの再構築として学童保育や放課後児童教室等でのボランティアの活用・育成が求められ、実際に動き出している。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定によって、これまで画一的であった政策立案の傾向が、保育事業という中心事業についても多様性をもった展開が生じている状況が定量的に確認できた。今後も、このような各自治体の創意工夫にまかしたスキームの構築が望ましいと考える。

## F. 健康危険情報

本研究には、健康の危険にかかわる研究に該

当しない。

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

Ji-Sun Park, Rie Kondo, Jung-Suk Kim, Tsukasa Sasai, Shigesato Takahashi, Chun-Man Park, and Kazuo Nakajima (2009) "Examination of Generating Mechanism Concerning Father's Participation in Child-rearing", *Korean Journal of Health Education Promotion*, Vol. 26, No. 5, pp. 57-70.

鎌田健司「地方自治体における少子化対策の政策過程—「次世代育成支援対策に関する自治体調査」を用いた政策出力タイミングの計量分析—」明治大学『政経論叢』第78巻3・4号、pp. 213-242。

※さらに、学会誌に「ペアデータを用いた若い父親世代の育児参加が母親の心理的 Well-being に及ぼす影響」と「父親の育児参加に関する関連要因」を投稿することを予定している。

### 2. 学会発表

・高橋重郷「低出生率と子育て支援・働き方改

革」(特別セッション：自治体における少子化対策)、お茶の水女子大学、日本人口学会第62回大会、2010年6月11日

- ・工藤豪「未婚化・晩婚化における地域差の実態と要因—岩手県と長崎県の比較分析—」比較家族史学会研究大会 2010 年度秋季大会 2010 年 11 月 13 日(土) 埼玉学園大学
- ・君島菜菜「高齢者による地域の子育て支援事業の効果と課題」2011 年日本地域福祉学会第 25 回大会(2011 年 6 月 4 日・5 日) 発表予定
- ・安藏伸治、守泉理恵、鎌田健司、増田幹人「地方自治体の前期行動計画に関する自治体調査の結果概要」第 63 回日本人口学会(2011 年 6 月 11 日) 発表予定
- ・鎌田健司「東京都における待機児童の発生要因～市区町村別データを用いたパネル分析～」第 63 回日本人口学会(2011 年 6 月 11 日) 発表予定
- ・鎌田健司「地方自治体の行動計画に関する分析—GIS を用いて」第 63 回日本人口学会(2011 年 6 月 11 日) 発表予定

## H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究にかかわって、知的財産権の出願・登録に関するものはない。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究：  
若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討

分担研究者 中嶋和夫（岡山県立大学保健福祉学部 教授）

研究要旨

2010年度は、昨年度収集したデータを基礎に、若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討を志向し、企業等に勤務する若い父親の育児参加が自身の心理的ウェルビーイングに及ぼす影響について明らかにすることを目的に解析を進めた。その結果、父親の育児参加は、1) 家族・家庭への貢献感から健康関連QOLに直接的に影響すること、また 2) 夫婦関係満足感ならびに精神的健康を通して健康関連QOLに間接的に影響することを明らかにした。以上の結果は、父親の育児参加を促進することに関連した制度の充実化、ならびにその積極的な活用が可能になる職場風土の形成に関する施策の展開が急務なことを示唆している。

A. 研究目的

若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討を志向し、ワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討を志向し、企業等に勤務する若い父親のデータと用いて、彼らの育児参加が本人の心理的ウェルビーイングにどのような影響を及ぼしているかを解析した。

B. 研究方法

調査は、2009年度にK県C市とO県K市内の保育所を利用している1000世帯を対象に行ったものである。調査項目は父親の年齢、収入、就業形態、育児参加、家族・家庭に対する貢献感の認知、夫婦関係満足感、精神的健康、健康関連QOL、母親の年齢、児の数、末子の年齢、就業形態となっている。実証すべき因果関係モデルは、父親の育児参加と本人の心理的ウェルビーイングの関係において、父親の育児参加は、自身の家族・家庭への貢献感の認知を通して夫婦関係満足感と精神的健康に影響を与え、また夫婦関係満足感は直接的または精神的健康を通

して間接的に健康関連QOLに影響すると仮定した。前記因果関係モデルのデータへの適合性と変数間の関係は構造方程式モデリングで解析した。解析には回収された調査票（412世帯）のうち、319世帯のデータを用いた。

（倫理面への配慮）

各市の保育所・幼稚園を管轄する課を通して調査協力が得られた地域の機関の利用者に対し、プライバシーの保護などについて記載した依頼書を配布し、納得した場合のみ、調査に参加することを依頼した。

C. 研究成果

父親の育児参加が自身の心理的ウェルビーイングに及ぼす影響に関する因果関係モデルのデータに対する適合度は、CFIが0.951、RMSEAが0.062と統計学的な許容水準を満たしていた。このときのパス係数に着目すると、父親の育児参加から家族・家庭への貢献感に向かうパス係数は、0.35で統計学的に有意な水準にあった。しかし、父親の育児参加から夫婦関係満足感と精神的健康に向かうパス係数は、統計学

的に有意ではなかった。また、家族・家庭への貢献感から夫婦関係満足感に向かうパス係数は、0.56、精神的健康に向かうパス係数は-0.39、健康関連QOLに向かうパス係数は0.34といずれ統計学的に有意な水準を示した。なお、夫婦関係満足感から精神的健康に向かうパス係数は-0.11と統計学的に有意な水準ではなかったが、健康関連QOLに向かうパス係数は0.19と統計学的に有意な水準にあり、かつ精神的健康から健康関連QOLに向かうパス係数は、-0.43と統計学的に有意な水準にあった。

#### D. 考察

本研究では、就学前の児を持つ父親を対象に、父親の育児参加は、家族・家庭に対する貢献感から健康関連QOLに直接的に影響すること、また、夫婦関係満足感ならびに精神的健康を通して健康関連QOLに間接的に影響することを明らかにした。このことから家族に対する自身のサポート提供が自分の行動について肯定的な評価をすることで、配偶者との関係を通して自身のアウトカムに影響するといった因果の連鎖が提起されるところである。既に、父親の育児参加は伴侶のウェルビーイングに波及することは2009年度に報告したところである。それらを勘案するなら、夫婦が育児についてお互い責任を持ち、助け合うことで、家族間良好な関係が持続できるものと推察される。このようなことが維持・強化されるには、2008年度に父親の育児

参加に関連した仮説の実証を通して得られた知見も考慮して、父親に対して子育て方法について情報提供やネットワーク作り、また夫婦で参加できる両親学級等への促進を総合的に行うことが望まれよう。

#### E. 結論（研究の政策的含意、政策提言）

政策的には、働いている父親に対しては積極的に育児参加ができるような質の高いワーク・ライフ・バランスに関する支援が喫緊の課題であり、また悪しき職場風土を払拭できる父親の育児参加を容易にするような制度の充実化、特に父親に時間的余裕をもたらすあらたな帰宅制度の開発が急務であって、そのことが実現されることは子育て環境を良好とする結果をもたらすことが期待でき、さらに昨今の結婚・出生行動を促進するひとつの基盤となるものと言えよう。

#### F. 研究発表（※本プロジェクト関連のものに限る）

1. 論文発表：若い世代の父親における育児参加と心理的ウェルビーイングの関係（朴志先・金潔・近藤理恵・桐野匡史・尹靖水・中嶋和夫）が日本保健科学学会誌に掲載が決定している。
2. 学会発表：特に予定していない。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究：

分担研究報告書

「少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究」

分担研究者 守泉理恵（国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部主任研究官）

研究要旨

本プロジェクトでは、少子化の社会経済要因の分析、および少子化対策の効果に関する計量分析が、研究の3つの柱のうちの2つとして位置づけられている。本報告は、この分野における本年度の研究成果について記述するものである。個別の研究成果については第Ⅱ章に所収されている。

初年度・2年度の実証研究の結果からは、日本の少子化の人口学的メカニズムとして、強力な未婚化・晩婚化の進行とそれによる出産の先送り、および出産の先送りを取り戻すキャッチアップ水準が低いことが主因であると指摘され、そうした中で有効な少子化対策を行うにあたって、保育サービスなどの量的・質的拡大、結婚・出産・子育て期の男女の働き方の改革（ワーク・ライフ・バランスの実現）、子育てに対する経済的支援の検討という3つの課題が重要であることが見えてきた。今年度は、これらについて、昨年度に引き続きさらに詳細に、あるいは別の側面から分析を行った。

まず、最終的な出生数に関する決定要因について、理想子ども数を達成した夫婦とそうでない夫婦を比較するという方法で分析したところ、理想数より現存子ども数が少ない夫婦では、妻の結婚年齢や不妊の心配といった出産先送り要因、妻の就業状態が有意に影響し、夫の経済状態は有意ではないという点が見出せた。

1つ目の出産先送り要因は、昨年度でも重要な点として注目されたが、実際に年齢別妊孕力・流産率等を考慮した推計を行った結果、これらの要因によって出生に結び付かなかった妊娠企図が相当数存在し、TFRが0.3程度引き下げられていることが示された。出産の高齢化が進む日本ではこの効果が無視できない規模となっていることを示唆している。

2つ目の妻の就業状態に係る点については、ワーク・ライフ・バランスや保育政策に大きく関連する。女性の就業継続に注目した2つの研究によると、雇用形態の影響に関しては、正規・非正規の雇用形態により継続率には差があり、正規就業者では働き続ける女性が増え、出生率も一定水準を保っていることが確認された。また、正規就業者が多く利用する育児休業制度についても、その拡充は女性の就業継続を高める効果があったことが分かったが、同時に第1子出生前後では祖母の支援が重要であり、公的な保育サービスだけでは仕事と子育ての両立が難しい現実があることが示された。さらに、子どもの有無別に有業の有配偶女性の生活満足・夫婦満足を比較した研究でも、有子有業の妻は生

活を楽しむゆとりを持てていない可能性が指摘された。

3 番目の夫の経済状態が有意でなかった点については、経済的支援のニーズについての解釈は注意が必要であることを示していると考えられる。

社会経済要因の分析からは以上の点が見出せたが、これまでの研究成果を踏まえたうえで、結婚・就業・賃金・経済成長等の社会経済要因を説明変数に組み込んだマクロ計量モデルにより、保育所定員数に代表させた少子化対策拡充の出生率への効果について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等の4つのケースを設定して効果測定と比較を行った。いずれのシナリオについても出生率は上昇しており、保育政策は出生率押し上げ効果のある程度まで持っていることが示された。

研究成果全体をまとめると、少子化対策は次の3つの柱のもとに進めることを政策提言として示すことができると考えられる。ひとつは、出産の先送りをせずに済む環境作りに対するもので、仕事と家庭の両立支援にかかわる労働政策の一層の推進と、それを車の両輪として支える保育サービスの充実の推進が中心となる。女性就業に関する一連の分析からは、正規就業では一定の効果が出始めていることが見出せたため、今後は特に非正規就業者の仕事と子育ての両立支援が重要となる。2 つ目の柱は経済的支援であるが、このニーズが高い背後には、現金給付需要、共働きできる就業環境整備による家計安定需要、教育費負担の軽減重要があると考えられる。現金給付に偏るのではなく、幅広い視点から経済的支援を検討する必要がある。3 つ目の柱は女性の健康支援である。キャッチアップ率上昇策として、女性の健康や不妊治療等への支援を今までよりもっと大きく取り上げ、先送りの結果を緩和できるよう対策を講じるべきである。

そして、こうした個々の具体的政策構成に関する提言に加えて、少子化対策の政策的位置づけの検討についても指摘がなされた。少子化という問題は、長期にわたって持続すれば、日本の人口と経済社会を崩壊させる可能性がある危機的な側面も有している。現在のような、子どもの育ちや親の子育てを支援する福祉政策という位置づけだけでなく、マクロの人口的认识から置換水準への出生力回復を目指す少子化是正という観点についても、どのように考えていくべきか議論を深める必要がある。

#### A. 研究目的

少子化の社会経済要因の分析、および少子化対策の効果に関する計量分析により、有効な少子化対策に関する提言を行うことを目的として一連の分析を実施した。

#### B. 研究方法

初年度・2年度の実証研究の結果からは、

日本の少子化の人口学的メカニズムとして、強力な未婚化・晩婚化の進行とそれによる出産の先送り、および出産の先送りを取り戻すキャッチアップ水準が低いことが主因であると指摘された。そうした中で有効な少子化対策を行うにあたり、保育サービスなどの量的・質的拡大、結婚・出産・子育て期の男女の働き方の改革（ワーク・

ライフ・バランスの実現)、子育てに対する経済的支援の検討という3つの課題が重要であることが見えてきた。今年度は、これらについて、昨年度に引き続きさらに詳細に、あるいは別の側面から分析を行った。具体的には、出生数の決定要因分析、女性の就業に関する分析、出産先送りの出生率への影響に関する分析等において個票データを用いた実証分析等を行うとともに、保育所定員数に代表させた少子化対策の拡充が出生率に及ぼす影響を定量的に測定するマクロ計量モデル分析を行った。また、これら具体的施策の分析だけでなく、少子化関連施策自体の位置づけという政策論の部分についても検討を行った。

### C. 研究成果

各研究論文に示された分析結果は以下の通りである。

1) 人口政策としての少子化対策：人口減少と人口高齢化が将来の日本経済に及ぼす影響を需給両面から計量的に分析し、経済成長が危機的状況に陥ることが明示された。その結果にもとづいて、出生力を置換水準まで回復させるという人口政策の必要性を導き出した。少子化是正策は大別して、制度改革と意識改革の2面からなる。前者は主に、政府や地方自治体が法制面の見直しを通じて、子育ての経済的、心理的負担を軽減し、働く女性の出産、子育てを支援する環境整備を目的とする。その改革を現実化するには、職場や地域、家庭において人びとの、とりわけ男性の意識が変わる必要がある。

2) 理想子ども数を達成できない要因は何か？その差の決定要因と政策ニーズの考察：夫婦の持つ最終的な出生数の決定要因について、理想子ども数を達成した夫婦とそうでない夫婦を比較する方法で分析した。理想子ども数2人の達成に

関する分析では、有意となった変数は結婚年齢、第1子妊娠時の体調、妻の従業上の地位、子どもの価値、現在の住宅形態であった。結婚年齢は25歳以上の場合に理想数を達成していない確率を高めており、晩婚化の効果を示したものである。また、不妊の心配ありや、第1子妊娠時の体調が悪かった場合も、理想数を達成していない確率を高める。これらは女性の健康にかかわる問題を示している。社会経済変数では、妻の現在の従業上の地位において、従業員300人以上の企業または官公庁に勤める妻において、理想数達成確率を高めていた。従業員300人以上の大企業および官公庁の職員においては、子どもを2人持つという理想を実現しやすくなっていることを示唆している。子どもの価値では、多くの項目を選択した夫婦ほど子ども数2人を達成する確率が高く、理想子ども数の達成には、社会経済要因等とは別の子どもに対する価値観も有意に影響しているといえる。住宅は、その形態が一戸建てで居住面積に余裕があるとみられる場合に子ども数2人を達成する確率が高くなっていた。ただしこれについては、子どもが2人の夫婦ほど一戸建てを購入しているという逆の因果関係も推定されるため、解釈には注意を要する。夫の現在の月収については、係数が有意とならなかった。

理想子ども数3人の達成に関する分析では、妻の結婚年齢と不妊の心配、妻の従業上の地位の3つの変数において有意となった。結婚年齢では、30歳以上で結婚した場合に、20歳代前半で結婚した場合と比べて、子ども数が2人にとどまる確率が4倍に達していた。晩婚化とそれに伴う晩産化が子ども数3人を実現する大きな壁となっていることが分かる。不妊の心配ありの場合にも、オッズ比は

1.997であり、不妊の問題も有意に影響していた。社会経済変数では、妻の現在の従業上の地位が大企業正規職員の場合に子ども数2人にとどまる確率を有意に高めており、これは理想子ども数2人の達成の分析と符号が反対であった。大企業においてワーク・ライフ・バランスの取り組みは進んでいるが、フルタイムで働く妻にとって子どもを3人持てる環境が整うまでには至っていないという状況を読み取ることができる。夫の現在月収については、こちらでも有意とならなかった。

上述の2つの分析結果に共通するおもな知見として、①妻の結婚年齢や不妊の心配といった出産先送り要因が有意であったこと、②大企業・官公庁の正規職員の妻の影響が認められたこと、③夫の月収にみる経済状態は有意ではなかったことの3点が見出せた。

3) 有配偶女性における就業異動と出生の人口学的分析：本研究は、特に出産前後における就業異動に着目し、少子化対策が実施される以前の1980年から現在までの有配偶女性における就業形態および就業異動と出生力の関係について人口学的分析を行った。

出産前後における就業異動率を推定した結果、出産前の就業形態によって出産前後における継続就業率が大きく異なっており、正規就業の継続就業率は、20歳代後半では5～6割、30歳以上では7割を超える水準にあるのに対し、非正規就業の継続就業率は、20歳代では3割以下、30歳代でも3～4割に留まっていた。また継続就業率は、正規就業および非正規就業のいずれも2002年以降において上昇幅が大きくなっていた。さらに継続就業率は累積出生数によっても左右され、特に第1子出産前後の継続就業率は低か

った。

次に就業形態別に出生率を推定した結果、継続就業者の出生率は、正規就業の場合に非正規就業の場合よりも高かった。一方、離職者の出生率の水準は、継続就業者の出生率に比べて就業形態による相違は小さかった。

調査一年前から現在までの就業異動のパターンによる出生率の分析結果から、有配偶出生率の変化に対し、調査一年前の就業形態別割合、就業異動率および就業形態別出生率の変動がどの程度影響していたかを探った結果、就業異動率の変化だけでは有配偶出生率にほとんど影響しなかったこと、調査一年前の就業形態別割合は特に20歳代で有配偶出生率を一定程度低下させる効果を有していたこと、これとは逆に就業形態別出生率是有配偶出生率を押し上げる効果を持っていたことが示された。

これらの分析結果から、正規就業においては出産前後における継続就業率が上昇しているなど、就業と出産の両立支援策が一定程度効果を上げていると見ることが出来る。

4) 育児休業制度導入による就業継続パターンの変化の分析：本研究では、育児休業法の施行(1992年)と全事業所への適用(1995年)が女性労働者の継続就業にどのような効果をもたらしたかを検討した。1980年代以降の長期的な動向として、第1子出産前後の継続就業率は上昇していない一方で、就業を継続する者の中では、産休を取得して継続就業するパターンから育児休業を取得して継続就業するパターンへのシフトが起きている。そこで本研究では、産休から育休へのシフトが起きた理由を、制度変更の影響と、女性労働者の属性変化(高学歴化)に分けて把握した。

その結果、産休から育休へのシフトには、育児休業制度の拡充が影響していることが確認された。その一方で、制度導入前から大卒女性労働者は「育休後復職」をする傾向があり、女性労働者の高学歴化によって、育休へのシフトが進んだ面もある。また、「産休のみで復職」についての祖母の日常的な支援の影響力は最近になるほど低下しているにもかかわらず、「育休後復職」については全く影響力が弱まっていない。育児休業制度が拡充されても、正社員としての就業を継続する上で祖母の支援といった個人的な事情が強く影響していることが明らかになった。

5) 子どもを持たない有配偶有業女性の特徴：本研究では、有配偶有業女性について子どもの有無別に比較分析を行った。一口に「子どもを持っていない女性」といっても、年齢や個々の希望状況によって、今はまだ持っていないという女性と、おそらく生涯持たないであろう女性がいるだろう。しかし現在の子ども有無だけを指標にみた場合、子どもを持たない有配偶女性は増加する傾向がある。子どもが12歳以下および子どもがいない有配偶有業女性に注目して、お茶の水女子大学において2010年2月に実施されたWEB調査のデータを分析すると、子どもを持たないことを望ましいものとして意識的に選択した者は少ないが、現実には、年齢が上がるほど、出産意欲は下がり、また受胎が下がっていた。しかしながら、生活満足度を見ると、12歳以下の子どもがいる有業有配偶女性に比べると、子どもがいない場合は生活満足、夫婦満足等が有意に高いことから、子どもがいる有配偶有業女性はその生活を楽しみむゆとりが持っていないことが推察された。

6) 就業による妊娠企図の延期と高齢出産の増加が出生数におよぼす影響一意図

せざる結果としての出生力低下：本研究は、出生に至らない「妊娠企図」（妊娠を意図した行動）に着目して量的・質的なデータの再検討をおこなうことにより、これまでの政策的な議論で見過ごされてきた医学的な要因の影響およびそれが当事者の意思決定にどのように組み込まれているかを明らかにした。

年齢階級別の妊孕力・流産率等を考慮した推計の結果、これらの要因によって出生にむすびつかなかった妊娠企図が10万件以上のオーダーで存在すること、またこれらの要因によってTFRが0.3程度引き下げられていることがわかった。

また、ケーススタディからは、出生時期の延期は、高齢での出産そのものを選択した結果とはいいがたく、むしろライフコースにおけるさまざまな領域との調整や、自分たちの周囲の環境等を考慮して、いわば「セカンド・ベスト」として選択したケースが多い可能性が見出せた。しかし、その過程で積極的に医療情報にアクセスして、高齢での出産に関する様々なりスクについての正確な医学的知識を得ていたケースはすくなかった。

7) マクロ計量モデルを用いた、次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画の出生率への効果測定：本研究では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の実施による通常保育定員数の拡大が出生率に及ぼす効果について、全国レベルのマクロ指標ならびに、政府が進める「子育て・子どもビジョン」の目標値、さらに市区町村を対象とした本プロジェクト実施の標本調査（『次世代育成支援対策に基づく前期行動計画の事業実績に関する自治体調査』2010年8月実施）から得られた仮定値による、少子化対策の効果についてのモデルシミュレーションを行った。少子化対策を示す指標には保

育所定員数（0-4 歳児童 100 人当たり）を用いた。その結果、4 つ設定したいずれのシナリオについても出生率は上昇しており、保育政策は出生率押し上げ効果がある程度まで持っていることが解釈することができた。出生率について高い順に示すと、(3)-3 都道府県目標値高位シナリオ、(2)「子ども・子育てビジョン」目標値シナリオ、(3) 都道府県目標値標準シナリオ、(1) トレンド延長シナリオ、(4)-2 都道府県目標値低位シナリオ、の順となった。この序列は、保育所定員数（0-4 歳人口 100 人当たり）の序列に対応する形となっている。保育事業の拡充はある程度まで出生率を押し上げる影響がみられた。また、都道府県目標値高位を前提とした場合、政府の目標値に基づく保育所定員数よりも都道府県の目標値に基づく保育所定員数の方が高く、その結果出生率も都道府県目標値高位の場合の方が高くなっていた。都道府県の中には政府よりも保育政策に対してより重きを置いている自治体があり、この結果は地方自治体が主体となって少子化対策を実施することが重要であることを示唆している。

#### D. 結果の考察

最終的な出生数に関する決定要因について、理想子ども数を達成した夫婦とそうでない夫婦を比較して分析したところ、理想数より現存子ども数が少ない夫婦では妻の結婚年齢や不妊の心配といった出産先送り要因、妻の就業状態が有意に影響しており、夫の経済状態は有意ではないという点が見出せた。

1 つ目の出産先送り要因は昨年度でも重要な点として注目されたが、実際に年齢別妊孕力・流産率等を考慮した推計を行った結果、これらの要因によって出生に結び付かなかった妊娠企図が相当数存

在し、TFR が 0.3 程度引き下げられていることが示された。出産の高齢化が進む日本ではこの効果が無視できない規模となっていることを示唆している。

2 つ目の妻の就業状態に係る点については、これは出生率低下のポイントの一つであり、ワーク・ライフ・バランスや保育政策に大きく関連する。就業継続に注目した 2 つの研究によると、雇用形態の影響に関しては、正規・非正規の雇用形態により継続率には差があり、正規就業者では働き続ける女性が増え、出生率も一定水準を保っていることが確認された。また、正規就業者が多く利用する育児休業制度についても、女性の就業継続を高める効果があったことが分かったが、同時に第 1 子出生前後では祖母の支援が重要であり、公的な保育サービスだけでは仕事と子育ての両立が難しい現実があることが示された。さらに、子どもの有無別に有業の有配偶女性の生活満足・夫婦満足を比較した研究でも、有子有業の妻は生活を楽しむゆとりを持てていない可能性が指摘された。

3 番目の夫の経済状態が有意でなかった点については、経済的支援のニーズについての解釈は注意が必要であることを示していると考えられる。

社会経済要因の分析からは以上の点が見出せたが、これまでの研究成果を踏まえたうえで、結婚・就業・賃金・経済成長等の社会経済要因を説明変数に組み込んだマクロ計量モデルにより、保育所定員数に代表させた少子化対策拡充の出生率への効果について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等の 4 つのケースを設定して効果測定と比較を行った。いずれのシナリオについても出生率は上昇しており、保育政策は出生率押し上げ効果がある程度まで持っていることが実証された。

## E. 結論

研究成果全体をまとめると、少子化対策は次の3つの柱のもとに進めることを政策提言として示すことができると考えられる。

ひとつは、出産の先送りをせずに済む環境作りに対するもので、仕事と家庭の両立支援にかかわる労働政策の一層の推進と、それを車の両輪として支える保育サービスの充実の推進が中心となる。保育サービスの拡充は出生率押し上げ効果を持つことが実証され、今後一層の充実が望まれる。また、女性就業に関する一連の分析からは、正規就業では一定の就業継続効果が出始めていることが見出せたため、今後は特に非正規就業者の仕事と子育ての両立支援が重要となる。

2つ目の柱は経済的支援であるが、このニーズが高い背後には、現金給付需要、共働きできる就業環境整備による家計安定需要、教育費負担の軽減重要があると考えられる。現金給付に偏るのではなく、幅広い視点から経済的支援を検討すべきである。

3つ目の柱は女性の健康支援で、キャッチアップ率上昇策として、女性の健康や不妊治療等への支援を今までよりもっと大きく取り上げ、先送りの結果を緩和できるよう対策を講じるべきである。まず不妊、流産などについての正確な統計を整備したうえで、個々人が自分自身のライフコースのなかでの出生行動について、医学的な根拠に基づいた意思決定が行える環境を整える必要がある。例えば定期的な生殖能力に関する検診と組み合わせた相談を受ける体制の構築、学校教育の標準的なカリキュラムにおいて妊娠・出産に関する知識を扱うこと、出生

を阻害するリスクの高い妊娠について、医師と職場が連携して対応をおこなう母性保護の仕組みを充実させること等である。

そして、こうした個々の具体的政策構成に関する提言に加えて、少子化対策の政策的位置づけの検討についても指摘がなされた。少子化という問題は、長期にわたって持続すれば、日本の人口と経済社会を崩壊させる可能性がある危機的な側面も有している。現在のような、子どもの育ちや親の子育てを支援する福祉政策という位置づけだけでなく、マクロの人口的認識から置換水準への出生力回復を目指す少子化是正という観点についても、どのように考えていくべきか議論を深める必要があろう。

## F. 研究発表（予定含む）

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

別府志海（2010）「有配偶女性の就業形態の変化と出生力の人口学的分析」日本人口学会第62回大会（6月13日）、お茶の水女子大学。

別府志海（2011）「有配偶女性における就業異動と出産の人口学的分析：1982－2007年」人口学研究会第532回例会（2月5日）、中央大学後楽園キャンパス。

増田幹人・鎌田健司「マクロ計量モデルを用いた、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の出生率への効果測定」第68回経済政策学会（2011年5月29日予定）

## G. 知的所有権の取得状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究：  
地方自治体の少子化対策に関する研究

分担研究者 佐々井 司（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第四室長）

研究要旨

本研究は、地域における少子化対策について、ヒアリング調査ならびに質問紙調査を用いて実態を把握すると共に、2009年度までの「次世代育成支援対策推進法」に基づく前期行動計画の実施状況ならびに2010年度よりはじまった後期行動計画の展望について検証を行うものである。地域における人口動態はその地域の社会経済的要因や歴史的・文化的要因等の影響によって多種多様である。人口規模だけでは把握できない特殊性を含めてヒアリング調査による質的研究を行うとともに、客観的なデータによる量的な分析も含めて、地域における子育て支援のあり方について明らかにする。

地方部における未婚化の比較分析について、未婚化・晩婚化は全国的に進展しているが、それは全国一律同じように進んでいるのではなく、地域的な差異を伴いながら進展していることが明らかになった。また、この地域差は、就業率や都市化率などからでは説明できないことが示唆されており、社会経済的要因とともに文化的要因に着目する必要性がある。

地方における少子化対策については、地域の多様性に応じた事業展開できるための財源の確保（一般財源化・目的税の導入・交付税の増額等）、保育サービスについては、都市部においては、待機児童対策（潜在需要の把握）および多様なニーズへの対応（一時・延長・病児・病後児保育等）、地方部においては、ファミリー層の定住対策を含めた子育て環境の整備・維持が求められ、都市部においては地域社会との連携・コミュニティの再構築として学童保育や放課後児童教室等でのボランティアの活用・育成が求められ、実際に動き出している。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定によって、これまで画一的であった政策立案の傾向が、保育事業という中心事業についても多様性をもった展開が生じている状況が定量的に確認できた。今後も、このような各自治体の創意工夫にまかせたスキームの構築が望ましいと考える。

今後は、これまでの成果をホームページにおける公開することや学会での報告等を通じて、周知することによって、地方自治体の施策立案の基礎資料とするとともに、2014年度に終了する後期行動計画の結果も見据えて研究活動を継続していきたいと考えている。

## A. 研究目的

平成 17 年度（2005）から都道府県ならびに市区町村において実施されている「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画に関して、平成 21 年度（2009）に見直しが行われた前期行動計画の実績を把握すると共に、地方の未婚化の実態や高齢者による子育て支援の実践、都市部においてみられる待機児童問題へのアプローチについて、明らかにすることを目的とする。地域における人口動態はその地域の社会的・経済的要因や歴史的・文化的要因等の影響によって多種多様である。人口規模だけでは把握できない特殊性を含めてヒアリング調査による質的研究を行うとともに、客観的なデータによる量的な分析も含めて、地域における子育て支援のあり方について明らかにすることを目的とする。

## B. 研究方法

本年度の研究では、地方部のヒアリング調査と首都圏でのヒアリング調査、さらに高齢者による子育て支援事業の実態に関するヒアリング調査といった質的アプローチと、「次世代育成支援対策推進法」に基づく前期行動計画についての質問紙調査を行った。さらに、都市部で問題となっている待機児童問題について、東京都を対象にヒアリング調査結果ならびに東京都の市区町村別データを用いたパネル分析を行い、近年の待機児童の実態把握を行った。また、昨年度より継続している地方自治体の少子化対策に関する政策過程の分析を行った。

具体的には、以下に示すとおりである。

①人口動態現象の特質や要因・背景を追究するため、東日本地域の特徴をもつ岩手県と西日本地域の特徴をもつ長崎県に焦点をあて自治体でヒアリング調査を実施した。

②全国のシルバー人材センター全 1,268 箇所を調査対象として 2010 年 10 月～11 月に実施した、子育て支援事業の実施状況についての全数調査データを用いて分析を行った。また、ヒアリング調査として、調査は、全国のシルバー人材センターの中から、実施内容の異なる 4 つの子育て支援事業（認可外保育施設・一時預かり・親子ひろば・産前産後の家事援助・留守中保育 ※複数の事業内容を併行する事例あり）を対象として、2010 年 12 月～2011 年 2 月に実施した。

③東京都 23 区ならびに関東近県の政令都市、中核市に郵送にてヒアリング調査の打診を行い、調査可能な自治体には事前にヒアリング項目ならびに待機児童に対するアンケート調査を封入し、調査時に事前の項目に従って回答をいただくという形式によりヒアリング調査を行った。今年度は、神奈川県横須賀市、東京都板橋区、世田谷区、大田区の 4 市区に調査を行った。

④待機児童に関するパネル調査を行い、2009 年から 2010 年にかけて行った次世代育成支援対策に関する行動計画についてのヒアリング調査による定性的分析ならびに東京都の市区町村データを用いたパネル分析による定量的分析によって待機児童発生の要因分析を行った。

⑤「次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画の事業実績に関する自治体調査」を用いて、政策過程論における「動的相互依存モデル」を用いたイベント・ヒステリー分析による子育て支援の波及効果の測定を行った。対象とした事業は、「通常保育の拡大」、「一時保育」、「延長保育」、「子どもの医療費助成」の 4 事業である。

⑥「次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画の事業実績に関する自治体調査」（少子化研究会、2010 年 8 月実施、配付数 1,750 市区町村、回収数 881 市区町村、

回収率 50.3%) を行い、前期行動計画の実態把握を行った。

### C. 研究成果

①地方部における未婚化の比較分析について、未婚化・晩婚化は全国的に進展しているが、それは全国一律同じように進んでいるのではなく、地域的な差異を伴いながら進展していることが明らかになった。また、この地域差は、就業率や都市化率などからでは説明できないことが示唆されており、社会経済的要因とともに文化的要因に着目する必要がある。

②シルバー人材センターにおける子育て支援についての質問紙の調査結果とヒアリングの調査結果、第1に、子育て支援事業の内容別の状況についての調査結果では、全国にあるシルバー人材センター1268 箇所のうち、子育て支援事業は 299 箇所のセンター (29.4%) で実施されていたことがわかった。第2に、子育て支援事業の効果についての調査結果は、利用者にとっての効果については、『子育ての相談ができるので、気が楽になった』という母親が増えた」という効果がもっとも多く、事業全体の 5 割弱で効果があった。担い手である高齢者にとっての効果については、「生きがいを感じる会員が増えた」という効果がもっとも多く、事業全体の 7 割で効果があった。社会としての効果については、「女性会員の就業拡大につながった」という効果が事業全体の 6 割で効果があった。第3に、子育て支援事業継続の課題についての調査結果は、事業継続の課題のうち、「就業会員の確保が難しい」という項目がもっとも多く、事業全体の 5 割がこの課題を抱えていたことがわかった。

③4 市区にヒアリング調査を行った結果、横須賀市は神奈川県他の政令市・中核市に比べて待機児童が少なく、次世代育成の

中心的な課題は青少年についての施策が充実している。板橋区、世田谷区、大田区では、待機児童解消に向けた取り組みが優先事項となっており、保育所定員数の増加策が主たる課題となっている。板橋区では多様な保育サービスの充実や認証保育所の保育料助成を行うとともに、後期行動計画ではワーク・ライフ・バランスの推進を新規項目として掲げ、男女社会参画課を中心に広報活動等を行っている。世田谷区では、これまでの在宅子育て支援を中心とした体系から子どもの成長支援、親の子育て力の発揮といった方向に重点を移し、待機児童の対策にはひとり親家庭や要保護児童支援に重点を置きながら保育所整備を行っている。大田区では、後期行動計画においては地域の役割に重点を置いて子育て支援を行う方向であることがわかった。

④2006 年以降の出生数の増加が待機児童数にも保育需要にも大きな影響を与えたことは間違いない。また待機児童の規定要因としては、転入数の効果は負であり、新規着工住宅数がいくつかのモデルで有意となり、都市開発や住宅開発の影響が示唆される。これは先に挙げた調査やヒアリング調査の結果とも整合的であり、これまで指摘されつつも不十分であった課題が浮き彫りになった。

⑤通常保育の拡大と延長保育については、新エンゼルプランまでは垂直的な波及パターンであったものが、前期行動計画期間において水平パターンとの折衷型、もしくは水平パターンそのものへ変換したことがみられた。

⑥調査を行った結果、2005 年以降の人口の推移は、減少傾向にある自治体が 6 割を占めていることが明らかとなった。未婚化・晩婚化の進展は 7 割以上の自治体で起きており少子高齢化が進行している。人口規模が小さい自治体ほど出生率が高い傾向にあ

るが、2005 年以降の変化でみると、人口規模が大きい自治体で出生率が上昇している傾向にあることがわかった。

具体的な施策について、通常保育の拡大は 65.5%の自治体で実施され、一時保育・延長保育事業は 7 割の自治体で実施されている。休日保育や病児・病後児保育は 3～4 割、夜間保育、家庭的保育（保育ママ）は 5～7%程度であった。認定子ども園は 6 割の自治体で実施されている。義務教育以降の放課後対策に関する事業では、放課後児童健全育成事業が 8 割強、放課後子ども教室推進事業は 5 割、出産祝い金も 5 割弱、不妊治療育成事業は 3 割強、お見合い事業は 1 割、子育て支援に熱心な企業に対する施策は 1～3%、ファミリー向け賃貸住宅の提供は 4%であった。子育て支援対策としてニーズの高い医療費助成事業は 9 割の自治体で実施されている。

後期行動計画での重点ポイントとしては、最優先事項としては、人口規模が大きいと「待機児童対策」を重点ポイントと挙げる傾向にあり、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「親育て支援」がそれに続く、といった結果が明らかとなった。

#### D. 結果の考察

岩手県において近年男子未婚率が高くなっていることや男子人口が女子人口を上回るようになってきた要因・背景、一方、長崎県において女子未婚率が高いことや女子人口が男子人口を上回ってきた要因・背景について考察を行い、人口移動の動向、および生活様式・価値観・意識・規範による影響を少子化対策にも考慮にいれる必要がある。

高齢者には、育児の専門家とは異なる地域に密着した受容的な子育て支援者としてのニーズがあることがわかった。高齢者による子育て支援事業の利用者が、具体的

な家事援助・保育サポートに加えて、子育てに関する情緒的なサポートを得ていることを示している。

首都圏でのヒアリング調査では、横須賀市を除く東京都特別区は全国からみれば、地方部に比べて、人口が多いことや経済政策や産業振興に対する比重が高くないことから、手厚い対策を行うことができると考えられている。しかし、人口の流動性の高さと転入・転出による社会増加、経済変動に人口の変動が敏感に反応するため、都市計画に伴う人口予測は困難な状況にある。さらに地価が高く、利用できる土地が少ないことから、保育施設等の新設などの土地利用は地方部に比べると困難な度合いが高いといった状況にあるといえる。

東京都における待機児童問題については、待機児童発生の背景としてマンション建設や新規開発による局所的な保育需要の増加を挙げる自治体が多く、このような課題への対応としては、新宿区のように新たなマンション建設があった場合に保育施設をお願いするというような対策をとる事も一案である。

2010 年に行った自治体調査の結果、次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画の策定によって、これまで画一的で垂直的であった事業展開に変化がみられ、水平波及の方向性へと向かいつつあり、各地方自治体が直面する内生条件や政策ニーズをもとに柔軟な対応を行いつつあることが示され、今後もこのような傾向は望ましく、地方への権限、財源の委譲も含めたスキームの構築が望まれる。

#### E. 結論（政策含意含む）

未婚化・晩婚化における対策を実施するにあたり、また出会いの支援などを各自治体の実施するにあたり、全国一律の政策や他自治体の模倣的な取り組みではなく、地

域の特性を踏まえた政策や取り組みを行っていく必要がある。

地域高齢者の担う子育て支援事業は、子どもを直接的に保育するだけでなく、子育て中の保護者に対する支援について取り組む必要がある。それが地域の新たなコミュニティの醸成に繋がり、地域の子育て力を高めることにつながるであろう。

待機児童問題については、保育需要を短・中期的な計画に取り組む困難さについては、単純に保育定員の増加だけを求めているも乗り越えるべき壁は多い。低年齢児のミスマッチや地域的な偏在によるミスマッチ、延長保育や特別保育、病後児保育等の特別の保育サービスに対する需要と供給など、きめ細やかな対応をそれぞれの区が直面する状況と利用できる資源、そして財源の調達といった諸要素を見極めが必要である。

現在、保育所の規制緩和についての議論がなされているが、質の低下を招くといった批判もあり一概には規制緩和を推し進めるべきとは言えないものの、東京都の認証保育所や保育ママの利用、さらに幼保一元化など多様な選択肢を整備する中で、地域住民との理解や協力を得つつ、地域として子育て環境の整備を充実させる必要があると考える。

地域の多様性に応じた事業展開できるための財源の確保（一般財源化・目的税の導入・交付税の増額等）、保育サービスについては、都市部においては、待機児童対策（潜在需要の把握）および多様なニーズへの対応（一時・延長・病児・病後児保育等）、地方部においては、ファミリー層の定住対策を含めた子育て環境の整備・維持が求められ、都市部においては地域社会との連携・コミュニティの再構築として学童保育や放課後児童教室等でのボランティアの活用・育成が求められ、実際に動き出している。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動

計画の策定によって、これまで画一的であった政策立案の傾向が、保育事業という中心事業についても多様性をもった展開が生じている状況が定量的に確認できた。今後も、このような各自治体の創意工夫にまかせたスキームの構築が望ましいと考える。

#### F. 研究発表（予定含む）

##### 1. 論文発表

##### 2. 学会発表

- ・工藤豪「未婚化・晩婚化における地域差の実態と要因―岩手県と長崎県の比較分析―」比較家族史学会研究大会 2010年度秋季大会 2010年11月13日（土）埼玉学園大学
- ・君島菜菜「高齢者による地域の子育て支援事業の効果と課題」2011年日本地域福祉学会第25回大会（2011年6月4日・5日）発表予定
- ・安藏伸治、守泉理恵、鎌田健司、増田幹人「地方自治体の前期行動計画に関する自治体調査の結果概要」第63回日本人口学会（2011年6月11日）発表予定
- ・鎌田健司「東京都における待機児童の発生要因～市区町村別データを用いたパネル分析～」第63回日本人口学会（2011年6月11日）発表予定
- ・鎌田健司「地方自治体の行動計画に関する分析―GISを用いて」第63回日本人口学会（2011年6月11日）発表予定

#### G. 知的所有権の取得状況

なし

II

少子化の社会経済要因と  
関連施策の効果に関する研究

個別研究論文